

事務連絡
平成23年3月23日

都道府県
各 障害保健福祉主管部（局） 御中
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室

地震により被災した発達障害児・者等への避難所等における支援について（その2）

平成23年3月16日付けで事務連絡によりお知らせした「災害時の発達障害児・者支援について～被災地で、発達障害児・者に対応されるみなさんへ～」について、3月18日付けで情報を更新し、発達障害情報センターホームページに掲載いたしましたので、ご活用いただきますよう管内市区町村及び発達障害者支援センター等の関係機関への周知をお願いいたします。

また、実際に避難所等で自閉症、発達障害児・者への対応に苦慮している状況があると聞いていることから、避難所等の支援に携わる職員や心のケアを担当する職員に対して、周知・ご利用を促すとともに、避難所等の中で目につく場所に掲示していただくなどの対応をお願いいたします。

<発達障害情報センターホームページ>

[http://www.rehab.go.jp/ddis/災害時の発達障害児・者支援について/](http://www.rehab.go.jp/ddis/)

【問い合わせ先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域移行・障害児支援室

代表電話 03-5253-1111
(担当・内線) 日詰、時末 (3038、3048)



被災地で、発達障害児・者に対応されるみなさんへ(その1)

被災地で、発達障害児・者に対応する必要の方々（避難所での支援に携わる方、家庭で一緒に過ごすご家族）に理解しておいていただきたいこと、ご協力いただきたいことをまとめました。

● 避難所での対応

・発達障害のある子どもやその家族からは、下記にまとめたようなお願いをされることがあります。発達障害のある人は、見た目では障害があるようには見えないことがあります、みなさんの理解と支援を必要としています。

◆発達障害のある人への対応には、コツが必要です。だから、ご家族など本人の状態をよくわかっている人が近くにいる場合は、必ずかかわり方を確認してほしい。

（対応例1）「必要な物品（薬、食品、筆記用具、玩具など）はありますか？」

（対応例2）「特に配慮すること（落ちつける場所、話しかけ方など）はありますか？」

◆発達障害のある人は、日常生活の変化が想像以上に苦手な場合が多いので、不安になって奇妙な行動をしたり、働きかけに強い抵抗を示すこともあります。だから、行動してほしいことの具体的な指示、時間を過ごせるものの提供、スケジュールや場所の変更等を具体的に伝えてほしい。

（対応例3）「このシート（場所）に座ってください。」（×：そっちへ行っては駄目）

（対応例4）筆記具と紙、パズル、図鑑、ゲーム等の提供。（×：何もしないで待たせる）

（対応例5）「○○（予定）はありません。□□します。」（×：黙って強引に手を引く）

（対応例6）「○○は□□（場所）にあります。」（×：「ここにはない」とだけ言う）

◆発達障害のある人は、感覚の刺激に想像以上に過敏であったり鈍感である場合が多いので、命にかかわるような指示でも聞きとれなかったり、大勢の人がいる環境にいることが苦痛で避難所の中にいられない、治療が必要なのに平気な顔をしていることもあります。だから、説明の仕方や居場所の配慮、健康状態のチェックには一工夫をしてほしい。

(対応例7) 文字や絵、実物を使って目に見える形での説明や、簡潔・穏やかな声での話しかけ。

(対応例8) 部屋の角や別室、テントの使用など、個別空間の保証をしてあげる。

(対応例9) 怪我などしていないか、本人の言葉だけでなく身体状況を一通りよく見る。

● **自宅での対応**

- ・災害時の生活は普段とは随分異なる状況になります。この間、災害の対応が落ち着いた後の生活を踏まえた対応が必要になります。

◆学校や職場などの休み、停電、テレビ番組の変更など、当面は見通しが立たないことが多くなります。そのような場合でも、安定した生活リズムで過ごせるように、当面の新しい日課の提案や、時間を過ごせるものを用意する等の工夫が必要です。

◆被災状況のテレビ報道等を確認することも必要ですが、特に子どもの場合には、他人に起こったことでも自分のことのように感じてしまって、想像以上の恐怖体験となってしまう可能性があることも海外の調査で指摘されています。子どもの目に触れる時間帯には、別のことでの時間を過ごせるような工夫をすることも必要です。



<http://www.rehab.go.jp/ddis/>

発達障害情報センター





被災地で、発達障害児・者に対応されるみなさんへ(その2)

発達障害のある人やそのご家族の被災地での生活には、発達障害を知らない人には理解しにくいさまざまな困難があります。そんなとき、発達障害児・者への対応について少しでも理解している人がいると、周囲の人も含めてみんなが助かります。

● 避難所での対応

- ・発達障害について知識があり、「どんなふうに情報を伝えたらよいのか」「どんなふうに対応したらいいのか」「発達障害について詳しくない人に、どんなふうに説明したらよいのか」アドバイスや判断ができる人が必要です。このような人がいるかどうか、まずは避難所の中で確認しましょう。

◆地盤のゆるいところなど危険なところに行ってしまったり、病人の医療機器を触ってしまう子どもがいた場合。

(対応例1) ほかに注意や関心が向く興味のある遊びや手伝いに誘う、行ってはいけないところや触ってはいけない物がはっきりとわかるように「×」などの印をあらかじめ付ける、などの工夫を実際に提案してくれる人がいると、大きな騒ぎになりません。

◆水や食料、毛布などの配給時にずっと待っていられないで、騒いでしまう子どもがいた場合。

(対応例2) 家族の代わりに子どもの相手をしたり、発達障害の特性を家族と一緒に周囲の人たちに説明していただくと、家族はたいへん助かります。

● 自宅での対応

- ・被災後、学校や施設が休みになって、発達障害児・者がずっと出かけられずに家庭にいなければならぬ場合があります。中には、家族だけでは対応が困難になっていることがあります。このようなときには、子どもへの対応のサポートが必要かどうか、家庭を訪問して確認するなどの必要もあります。基本的にはそれぞれの地域の行政の人がこの役割を担いますが、発達障害者支援の知識をもった人が同行することも、時として役に立ちます。

◆余震が続いたり、家族の不安な様子を見て、こだわり行動や不眠が続くという子どもがいた場合や、配給や買い物、役所や銀行などの手続きに行けずに困っている場合。

(対応例3) 家族の代わりに発達障害のある子どもの相手をしたり、メンタルヘルスの相談などの利用について情報提供を行って、家族の負担を軽減してあげることができます。

◆災害前は自分一人でできていたことも、家族に甘えることが増えて自分でしなくなることもあります。

(対応例4) 子どもが自分一人でやるように励ますのか、一時期のことだから甘えることを良しとするのかといった相談を個々に聞いてあげることで、家族を安心させることができます。

● 心得ておくべきこと

・発達障害のある人の特性は一人ひとり異なります。普段の支援方法と大きく異なると、関わったことがかえって混乱を招くことがあります。本人や家族、本人の様子をよく知る人にできるだけ確認しましょう。

・実際に関わって、気になった点や気づいた点については、避難所や訪問の際の担当者に必ず情報を伝え、申し送りをしましょう。一貫したサポートを受けられることで、発達障害のある人やその家族も安心できますし、災害時のような支援が必要でなくなった後の生活の安定にもつながります。

・実際に関わって、気になった点や気づいた点については、避難所や訪問の際の担当者に必ず情報を伝え、申し送りをしましょう。一貫したサポートを受けられることで、発達障害のある人やその家族も安心できますし、災害時のような支援が必要でなくなった後の生活の安定にもつながります。



<http://www.rehab.go.jp/ddis/>

発達障害情報センター



避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

- ・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求める。
- ・視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

安否の確認
被災地域の要援護者を確認

ニーズの把握
障害特性に応じた支援内容

関係者との連携
避難所等における活動

避難所の説明
トイレや風呂、配給場所など

情報の共有
食料・救援物資の配給など

機材・物品
共用品・消耗品の手配など

視覚障害

- ・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

- ・障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法(点字・音声・拡大文字など)等を確認し、必要な支援を把握する。

- ・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

- ・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

- ・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。
(悪い例:「張り紙を見て下さい。」など)

- ・ラジオ
- ・テレビ(解説放送)
- ・乾電池(ラジオなど) 等

聴覚障害

- ・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。(「聞こえない人はいませんか?」など)
- ・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。「手話できます」「『耳マーク』の活用」など

- ・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を把握する。

- ・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

- ・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

- ・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。
(悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)

- ・テレビ(字幕・手話放送)
- ・ホワイトボード(設置型、携帯型)
- ・補聴器用電池 等

こころの健康を守るために



厚生労働省
平成23年3月18日版

被災された方へ

- お互いにコミュニケーションを取りましょう
- 誰でも、不安や心配になりますが、多くは徐々に回復します
- 眠れなくても、横になるだけで休めます
- つらい気持ちは「治す」というより「支え合う」ことが大切です
- 無理をしないで、身近な人や専門家に相談しましょう

周りの人が不安を感じているときには

- 側に寄り添うなど、安心感を与えましょう
- 目を見て、普段よりもゆっくりと話しましょう
- 短い言葉で、はっきり伝えましょう
- つらい体験を無理に聞き出さないようにしましょう
- 「こころ」にこだわらず、困っていることの相談に乗りましょう

特に子どもについては、ご家族や周囲の大人の皆様はこのようなことに気をつけましょう

- できるだけ子どもを一人にせず、安心感・安全感を与えましょう
- 抱っこや痛いところをさするなど、スキンシップを増やしましょう
- 赤ちゃん返り・依存・わがままなどが現れます。受け止めてあげましょう